

第2章 民間活力の導入手法の整理

1 民間活力の導入の経緯（効率的・効果的な公共施設の整備が出发点）

- ・少子高齢化が進行する中、区は厳しい財政状況や将来の財政負担等を考慮し、公共投資額をできる限り抑制しつつ、「選択と集中」の考えに基づき、効率的かつ効果的に区民生活や地域経済活動等に必要な社会資本の整備と、質の高い公共サービスを提供することが求められています。
- ・そのためには、「公共サービスの民間開放」という区の基本方針に基づいて、民間活力の導入を図っていきます。
- ・公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の有する資金やノウハウを活用する「PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」は、財政負担の平準化や、民間事業者の新たな事業機会の創出等の効果が期待できることから、社会資本の整備を促進する有効な手段となっています。
- ・また、最近では、多様化する行政需要に対応するために、民間企業・NPO・住民等の多様な主体の参画・連携を促し、行政と民間との協働により最も効率的に公共サービスの提供を行う、いわゆる「PPP（Public Private Partnership：パブリック・プライベート・パートナーシップ）」の活用も求められてきています。
- ・「最少の経費で最大の効果を上げる」、「民間で可能な分野はできるだけ民間に任せろ」という認識のもと、区が実施する公共施設等の整備運営に当たっては、「PFI」だけでなく「PPP」も取り入れながら、様々な民間活力を活用した事業手法の導入が進められています。

社会資本整備等における民間活力の活用等の意義

（「第1回社会資本整備等における民間活力の活用等の新たな実施方策検討会」（平成21年2月20日・国交省関東地方整備局）資料より一部加筆）



都道府県・政令指定都市における PFI ガイドライン等の整備状況

都道府県	自治体名	ガイドライン名	発行年	改定	URL
北海道	北海道	適切なPFIの活用に向けて - 道におけるPFI導入のための指針 -	H13/03	H26/03	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sss/ksk/HP/pfi/pfi-index.htm
	札幌市	札幌市PFI基本方針	H14/05	-	http://www.city.sapporo.jp/kikaku/pfi/
青森県	青森県	青森県PFI活用指針	H14/02	-	http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/zaisan/pfi.html
岩手県	岩手県	岩手県におけるPFI導入のための指針	H14/03	-	
	盛岡市	盛岡市PFI導入基本方針	H17/07	-	http://www.city.morioka.iwate.jp/iichitaikaeji/minkan/pfi/009975.html
宮城県	宮城県	宮城県PFI活用方針	H15/03	H24/11	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gvokei/pfi-top.html
	仙台市	仙台市PFI活用指針(第3版)	H18/10	-	http://www.city.sendai.jp/business/d/keivaku_02_01_01.html
秋田県	秋田県	秋田県PFIガイドライン	H15/03	H18/01	http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1134024019065/index.html
山形県	山形市	山形市PFI活用指針	H18/05	-	http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shisei/ijoho/sub2/kakuka/kikaku/kikaku/annai/pfikatsuvoh.html
茨城県	神栖市	神栖市PFI導入基本方針	H23/05	H26/02	http://www.city.kamisuiibaraki.jp/dd.aspx?itemid=20748
栃木県	足利市	足利市PFI活用ガイドライン	H16/02	-	
	埼玉県	埼玉県PFI活用指針	H15/02	H20/04	http://www.pref.saitama.lg.jp/site/kaikaku-pfi/pfi-shishin.html
埼玉県	さいたま市	さいたま市PFI活用指針	H14/08	H20/03	http://www.city.saitama.jp/006/007/014/010/p002421.html
	川口市	川口市PFI等基本方針書	H15/04	-	http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/04050002/04050002.html
	所沢市	PFI活用に関する基本指針	H15/03	-	
	狭山市	狭山市PFI活用に関するガイドライン	H16/01	-	http://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/shisaku/PFI/index.html
	上尾市	上尾市PFI活用マニュアル	H14/10	-	https://www.city.ageo.lg.jp/page/2-pfimanvuaru.html
千葉県	千葉市	千葉市PFI導入指針	H13/12	H25/06	http://www.city.chiba.jp/soqoseisaku/soqoseisaku/kikaku/pfisisin.html
	君津市	君津市PFIガイドライン	H16/3	-	http://www.city.kimitsu.lg.jp/contents_detail.php?co=ser&fmlid=951
東京都	東京都	東京都におけるPFI	H12/12	-	
	北区	北区PFI基本方針	H14/12	H17/11	http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/000/000023.htm
	足立区	足立区PFI基本方針	H15/02	-	
神奈川県	神奈川県	神奈川県におけるPFIの活用指針	H12/09	H25/06	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6573/
	横浜市	横浜市PFIガイドライン	H22/04	H26/04	http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/pfi/
	川崎市	新事業手法(川崎版PFI)導入実務指針	H14/05	-	http://www.city.kawasaki.jp/200/page/0000023427.html
	藤沢市	藤沢市PFI導入基本方針	H15/10	-	
新潟県	新潟県	新潟県PFI活用指針	H14/10	H25/11	http://www.pref.niigata.lg.jp/kaikaku/1189008512323.html
	新潟市	新潟市PFI推進基本方針(ガイドライン)	H18/07	H25/04	http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gvoseiunei/minkanitaku/pfi_top.html
石川県	金沢市	金沢市PFI基本方針	H14/12	-	http://www4.city.kanazawa.lg.jp/13021/pfi.html
福井県	福井県	福井県におけるPFIの活用指針	H14/02	-	http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zaisankastuvou/fukujpfi.html
山梨県	山梨県	やまなしPFI事業導入指針	H15/04	-	http://www.pref.yamanashi.jp/gvyoukaku/pfi/index.html
岐阜県	岐阜県	岐阜県におけるPFI手法導入に向けた基本方針	H14/03	-	
静岡県	浜松市	浜松市PFI導入基本指針	H14/03	-	http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shisankeiei/pfi/index.html
愛知県	愛知県	愛知県PFI導入ガイドライン	H18/02	-	http://www.pref.aichi.jp/0000000037.html
	名古屋	名古屋PFIガイドライン(第4版)	H22/04	-	http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-10-1-0-0-0-0-0-0.html
	豊橋市	豊橋市PFI基本指針	H16/03	-	http://www.city.toyohashi.lg.jp/15624.htm
	豊川市	豊川市PFIガイドライン	H16/03	-	http://www.city.tovokawa.lg.jp/shisei/gvoseiunei/kakushukeikaku/pfigaidorain.html
	岡崎市	岡崎市PFI手法導入手引き(第3版)	H24/07	-	http://www.city.okazaki.aichi.jp/1300/1303/1320/p001328.html
	津島市	津島市PFI活用指針	H16/06	-	http://www.city.tsushima.lg.jp/index.php?dtype=1013&oid=157&pid=379
	安城市	安城市PFIガイドライン	H18/03	-	http://www.city.anjo.aichi.jp/shisei/gvoseishiryo/pfi.html
三重県	三重県	三重県PFI導入マニュアル	H14/03	-	http://www.pref.mie.lg.jp/topics/2002100011.htm
京都府	鈴鹿市	鈴鹿市PFI導入基本指針	H15/09	H23/10	http://www.city.suzuka.lg.jp/gvosei/plan/pfi/index.html
	京都府	京都府PFI事業導入指針	H16/07	-	http://www.pref.kyoto.jp/sisan/p-index.html
	京都市	京都市PFI導入基本指針	H14/06	-	http://www.city.kyoto.lg.jp/gvozai/page/0000132602.html
大阪府	大阪府	大阪府PFI検討指針	H14/02	-	
	堺市	堺市PFIマニュアル	H15/06	H26/03	http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gvosei/kaikaku/pfi/manual.html
兵庫県	泉南市	泉南市PFI研究会報告書	H16/05	-	http://www.city.sennan.osaka.jp/seisaku/pfi/index.htm
	神戸市	神戸市PFI指針	H15/06	H22/03	http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/innovation/kobeppp/pfi.html
兵庫県	姫路市	PFI等事業手法の導入に関する基本方針	H16/07	H19/01	http://www.city.himeji.lg.jp/s20/2212947_2382.html
	鳥根県	鳥根県PFI導入指針	H16/12	-	http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/kaikaku/pfi/pfi-indicator.html
岡山県	岡山市	岡山市PFI等活用指針	H16/03	-	
広島県	広島県	広島県におけるPFI導入のための指針	H13/08	H19/04	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/13/1179707127535.html
	呉市	呉市におけるPFIの活用指針	H14/02	-	
山口県	下関市	下関市PFI活用指針	H20/03	-	http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1204694089871/index.html
香川県	香川県	香川県PFI導入の手引き	H15/03	-	
愛媛県	愛媛県	PFI実務マニュアル	H15/01	-	http://www.pref.ehime.jp/h10900/pfi/pfi.html
福岡県	福岡県	福岡県PFI活用指針	H15/03	-	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/25-u.html
	福岡市	PFIガイドブック	H26/04	-	http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/iigvo-suishin/ppp/pfi/PFIguidebook_H2604.html
大分県	大分県	大分県PFIの手引き(第1版)	H15/01	-	http://www.pref.oita.jp/soshiki/10111/pfi.html
鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県PFI等導入基本指針	H16/11	-	http://www.pref.kagoshima.jp/ac01/kensei/zaisei/pfi/shishin.html
	鹿児島市	鹿児島市PFI導入基本方針	H15/03	-	http://www.city.kagoshima.lg.jp/1010/shimin/3machidukuri/3-6toshiseisaku/0001689.html

出典：自治体PFI推進センターHP「自治体方針・基本方針」より作成(平成26年9月3日現在)

2 民間活力導入手法の分類

- ・現在、実際に活用されている民間活力の導入手法(原則として、公共施設の設置を前提とする)を整理すると、次のような概念図にまとめることができます。

民間活力導入手法の概念図

		管 理 運 営	
		行 政	民 間
整 備	行 政	公設公営 (従来の公共サービス) 全て行政が担当	(1)公設民営 管理運営委託(指定管理者制度 含む) 施設貸与 D B O (P102 参照)
	民 間	(2)民設公営 施設受譲 施設借用(リース方式)	(3)民設民営 P F I 事業 第3セクター方式 定期借地権方式 (P104参照)

(1)公設民営

管理運営委託(指定管理者制度を含む)

- ・施設等を公共が建設し、その管理運営を民間に委託する形態です。
- ・平成15年9月の地方自治法の改正により「指定管理者制度」が導入され、公の施設の管理を民間企業も含めた幅広い団体に委ねることが可能となりました。

高島平図書館：指定管理者制度を導入中

施設貸与

- ・施設等を公共が建設した上で、民間に当該施設を有償若しくは無償で貸与し、その管理運営を委ねる形態です。
- ・この手法では、管理運営に要する費用は、基本的に民間が利用者より得た利用料金でまかない、民間が管理運営責任を負います。
- ・地方自治法第238条の4第1項に基づき、行政財産の貸付は極めて限定されており、通常は普通財産の場合に活用されます。

第3セクター：日本では、国や地方自治体(第1セクター)と民間企業(第2セクター)が共同出資して設立運営する法人のこと。

指定管理者制度：公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に創設された制度。この制度が導入されたことにより、これまで公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体にも委ねることができるようになった。

D B O (Design-Build-Operate)

- ・施設等の設計 (Design)、建設請負工事 (Build、発注する建設主体は公共) 及び管理運営 (Operate) を一体的に民間に委ねる形態であり、次のような効果が期待できます。

ア 施設等の細かな仕様まで指定せず、公共の求める施設内容やサービスの水準のみを指定する性能発注が導入され、その結果、民間の創意工夫を生かした効率的な建設工事が可能となります。

イ 管理運営コストを低減できる施設内容として設計することも可能となること等から、設計・建設・管理運営を通じたライフサイクルコスト (事業期間の総費用) を抑制し、より財政負担の軽減とサービス水準の向上が図られます。

- ・この手法は、P F I に近似する手法ですが、P F I では、民間が建設主体 (= 発注主体) となり建設資金の調達も行うのに対し、D B O では、建設主体 (= 発注主体) は公共で (民間は請負主体)、その結果資金調達も公共が担うこととなり、この点で P F I とは異なると考えられます。(建設資金について、民間資金を活用していないという狭義の P F I の考え方)

(2) 民設公営

施設譲受

- ・民間が建設した施設を行政が取得 (所有) し、管理運営します。
- ・建設・管理運営に関する費用は行政が負担することになります。

施設借用 (リース方式)

- ・施設等を民間が建設、所有し、これを行政が借りて、管理運営する形態です。
- ・当該施設等の管理運営に要する費用は、行政が負担することになります。
- ・なお、「公設公営」の場合と同様、行政が管理運営を行うに当たり、清掃・警備等の一部業務を民間に委託する場合があります。

(3) 民設民営

P F I (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) 事業

- ・民間に施設等の設計・建設・運営・資金調達を一体的に委ねるもので、「民設民営」における最も代表的な形態です。
- ・「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「P F I 法」という。) や国の基本方針等に即した手続きを経ることが必要とされています。事業の仕組みは P F I と同じでも、P F I 法上の手続きを省略するなど、国の基本方針等に基づかないで実施しているものは、「P F I 的手法」と呼ばれます。なお、「P F I 的手法」は、P F I 法に基づかないため、税の減免、補助金交付、行政財産活用等の優遇措置を受けられない可能性があります。

- ・ P F I 事業をさらに細かく事業方式(誰が施設整備を行って、権利を持ち、運営するかによる分類)別に見ると、次のものが代表的なものとしてあげることができます。
 - B T O (Build-Transfer-Operate)方式
P F I 事業者（民間）が公共施設等を建設後、公共へ所有権を移転し、P F I 事業者が運営する方式です。
 - B O T (Build-Operate-Transfer)方式
P F I 事業者（民間）が公共施設等を建設後、自ら運営し、事業期間満了後、公共へ所有権を移転する方式です。
 - B O O (Build-Own-Operate)方式
P F I 事業者（民間）が公共施設等を建設後、公共へ所有権を移転せずに自ら運営する方式です。事業期間満了後も P F I 事業者は施設を所有し、事業を継続するか、施設を撤去して原状回復します。
- ・ また、P F I 事業を事業類型(施設整備から運営までの、どの場面で誰が資金調達を行うかによる分類)別に見ると、「独立採算型」、「サービス購入型」、「混合型」の3つに分けられます。
 - 独立採算型
P F I 事業者が整備した施設・サービスに利用者が料金等を支払うことで、事業費を賄う方式です。利用者の増減により事業者の収入が影響を受けるため、事業者が長期にわたり大きな事業リスクを負担することになります。
 - サービス購入型
P F I 事業者が整備した施設・サービスに区などの公的主体が対価（サービス購入料や補助金）を支払うことで、事業費を賄う方式です。予め定められたサービス購入料が支払われるため、安定的に事業を行うことができます。
 - 混合型
需要の変動が大きく安定したサービスの提供が難しい分野や、民間事業者の参画意欲が低い分野等について、独立採算型とサービス購入型を合わせて、利用者による料金等と区などの公的主体からの補助金等により、事業費を賄う方式です。
- ・ 再整備地区に導入する公共施設は検討中であるため、運営について民間がどの程度関与することが出来るか、または関与することに興味を示すかの判断は難しいです。
- ・ 「独立採算型」の事例は、駐車場整備、空港運営、博物館等の運営事業といった多くの利用客が見込めるものに多くあります。

- ・「サービス購入型」の事例は、最も多く、様々な分野で活用されています。事業内容や需要、料金設定等、きめ細かく検討、確認した上で民間にとって魅力ある事業に仕立てられれば、民間事業者の参画意欲も湧き、事業が成立します。まずは導入施設を精査し、その需要を見極め、事業性と民間負担のバランスがとれた事業実施方針の作成が必要となります。
- ・「混合型」の事例は、ケアハウス等の福祉施設や図書館に多く見られます。これは、収益性重視で公共が期待するサービス内容・価格の実現が阻害される可能性もあるため、事業性とのバランスが考慮され、公的主体からの補助金等が投入されるものと思われます。この場合は、政策的な必要性が判断基準の1つとなります。

第3セクター方式

- ・公共部門（第1セクター）と民間部門（第2セクター）との共同出資により設立された経営事業体（第3セクター）に、施設等の設計・建設・管理運営・資金調達を一体的に委ねる形態です。
- ・民間のノウハウを活用するという点ではPFIと同じですが、公共と民間との責任の所在が不明確となる例が多く、経営破綻した事例も全国各所で見受けられます。これに対し、PFIはあらかじめ契約により公共と民間の役割と責任の分担を明確にする仕組みとなっています。

定期借地権方式

- ・不動産開発事業者等の民間に、土地の活用の企画（政策と合致する優良な民間事業）とセットで、施設等の設計・建設・管理運営を委ねる形態です。
- ・民間活力を導入して公共施設等を整備するという視点においては、「公共施設等の整備」が不可欠ですが、民間の企画力や専門的なノウハウを生かすことにより、区所有の低未利用地を有効活用することも“民間活力の導入”と捉えるならば、「公共施設等の整備」が無い民間開発事業も、民間活力の導入手法のひとつと認識することができます。

定期借地：借地借家法(平成4年8月施行)に規定される借地権の一種。当初定めた契約期間で借地関係が終了し、その後は更新できない。

民間活力導入手法の整理

手 法	概 要	役割分担				都内の 具体例
		資金 調達	設計 建設	施設 所有	管理 運営	
(1) 公設民営						
管理運営委託 (指定管理者制度含む)	公共が建設・管理運営する施設等について、管理運営に係る一部業務を民間に委託	公共	公共	公共	民間	東京都写真美術館
施設貸与	公共が施設等を建設・所有し、当該施設を民間に貸与して、その管理運営を委ねる	公共	公共	公共	民間	旧小笠原伯爵邸
D B O (Design-Build-Operate)	民間に施設等の設計、建設請負工事、管理運営を一体的に委ねる(資金調達は公共が行う点でP F Iと異なる)	公共	公共 (民間)	公共	民間	稲城市立病院新駐車場整備運営事業
(2) 民設公営						
施設譲受	民間が施設等を建設・所有し、公共が当該施設等を民間から借り受け、公共がその管理運営を担う	民間 譲受後は 公共	民間	民間	公共	都市再生ステップアッププロジェクト(竹芝地区)
施設借用 (リース方式)	民間が施設等を建設・所有し、公共が当該施設等を民間から借り受け、公共がその管理運営を担う	民間	民間	民間	公共	都民住宅 (公社借上型)
(3) 民設民営						
P F I 事業	民間(P F I 事業者)に施設等の設計・建設・運営・資金調達を一体的に委ねるもの (「民設民営」における最も代表的な形態)	民間	民間	民間 事業終了後は 公共	民間	区部ユース・プラザ整備等事業
第3セクター方式	共同出資で設立された経営事業体(第3セクター)に、施設等の設計・建設・管理運営・資金調達を一体的に委ねる	民間	民間	民間	民間	株式会社ゆりかもめ
定期借地権方式	民間(不動産開発事業者等)に土地の活用(政策と合致する優良な民間事業)企画とセットで、施設等の設計・建設・管理運営を委ねる	民間	民間	民間 又は 公共	民間 又は 公共	南青山一丁目団地建替プロジェクト

3 P F I 事業の取組

- ・民間活力の導入における代表的手法である P F I 事業について、手続きの流れや課題抽出などを行いました。

(1) 庁内体制 (内閣府 民間資金等活用事業推進室(PFI 推進室)HP より)

- ・先行事例では、導入可能性の調査段階から、専従組織と人員を配置して庁内体制を整えています。この段階では、技術に関する検討、法律に関する課題等の整理及び検討、V F M の検討等がされます。これらについては、専門的な知識を有するアドバイザー (財務、法務等の専門家。活用が想定されるアドバイザーとしては、総合アドバイザー、財務アドバイザー、技術アドバイザー、法務アドバイザー等がある。) に調査検討を委託するケースが多いです。
- ・税・財務に係る職員と合わせて 2~3 名程度で構成される事務局が設けられています。
- ・施設の技術的な内容については建築担当部署と、債務負担行為の設定の際には財政担当部署と、契約締結については契約担当部署等との調整が考えられ、その他、開発許可、事業認可等の手続きについて調整が必要な場合があります。

V F M : Value For Money の略。 P F I 事業における最も重要な概念の一つで、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のこと。従来の方式と比べて P F I の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合である。

債務負担行為：建設工事や土地の購入が複数年度にわたる場合に、翌年度以降発生する支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生した時の支出を予定するなど、将来の財政支出を約束する行為。地方公共団体が債務を負担する行為をするには、地方自治法第 214 条に基づき、あらかじめ議会による承認を得なければならない。

P F I 事業の庁内体制（先行事例調査による例）

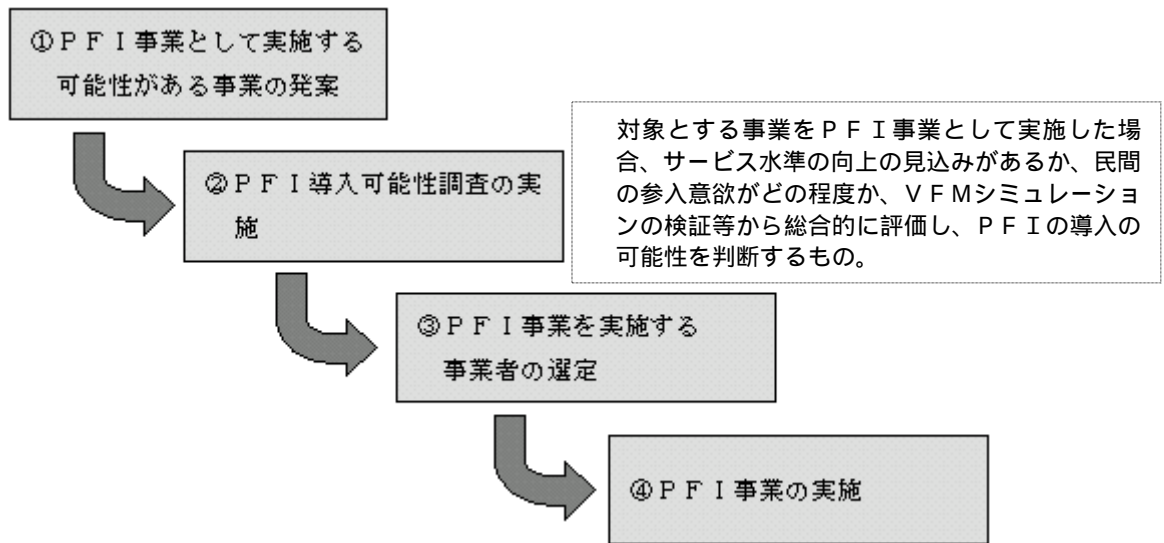
事業名	庁内体制
多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業	事務局(社会教育課3名)を他部局技術職(建築・電気・機械職)がサポート
四日市市立小中学校施設整備事業	事務局(教育施設課3名)
新総合福祉・ボランティア・NPO会館(仮称)整備事業	事務局(事務職3名、建築職1名)を保健福祉課に設置し、行政改革・PFI推進室が適宜サポート
横浜市下水道局改良土プラント増設・運営事業	事務局の他に、庁内関係各課課長10名強によるWG設置法制課、契約課等が適宜事務局と相談・協議
留辺蘂町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業	助役の指示により、関係各課(企画財政課、総務課、建設課等)が役割分担を明確化した上で、事務局の応援体制を構築
とがやま温泉施設整備事業	審査委員会の下部組織として作業部会(事務局他、学識経験者2名及びコンサルタント)を設置
山陽町新型ケアハウス整備事業	事務局(民生部保健福祉課1名)
八雲村学校給食センター施設整備事業	事務局(教育委員会職員/旧給食センター所長各1名)が必要に応じ、村三役、財政部局と協議
「豊川宝飯衛生組合斎場会館(仮称)」整備運営事業	事務局(5名兼任)
(仮称)松森工場関連市民利用施設整備事業	事務局(環境局施設部施設課4名)を関係部署(総務局、企画調整課、環境局等9課及び事業手法調整室)による検討会がサポート
PFIによる県営住宅鈴川団地整備移転建替等事業	事務局(住宅課1名)を土木部や管財課等で構成される庁内検討会がサポート
(仮称)大分市鶴崎総合市民行政センター整備事業	事務局(総務課長1名、庁舎管理係2名)を庁内課長級7名で組織される庁内検討部会がサポート
市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備PFI事業	事務局(3名)及び企画部企画政策課(PFI担当2名)が共同
桑名市図書館等複合公共施設特定事業	事務局(実施方針～入札公告:企画調整係2名、契約締結～運営開始:政策課PFI推進係2名)を「図書館等複合公共施設整備にかかる庁内会議」のメンバーや政策課がサポート
鯖江駅周辺駐車場整備事業	事務局(1名)の検討結果を市長、助役及び理事者で構成される庁内政策会議に諮る形
八尾市立病院維持管理・運営事業	事務局(1名)を基本とし、その後、最大で部長級職員を筆頭に全4名を専任配置
寒川浄水場排水処理施設更新等事業	事務局(事務職3名、技術職2名)を総務部財産管理課等がサポート
指宿地域交流施設整備等事業	事務局(企画課1名)
福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業	事務局(工場建設課(当時)の建築職2名)。電気機械に関しては同課の担当職員がサポート

人員体制（先行事例調査による例）

事業主体 (人口 H16)	事業名	人員数(事務局)		
		内部 検討時	調査段階	募集段階
東京都 (12,082,143人)	多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業	3名 兼任	3名専任	
三重県四日市市 (289,220人)	四日市市立小中学校施設整備事業		1名専任	3名 (専任1名、兼任2名)
岡山県 (1,957,269人)	新総合福祉・ボランティア・NPO会館(仮称)等整備事業	4名専任		
神奈川県横浜市 (3,495,117人)	横浜市下水道局改良土プラント増設・運営事業		3名兼任	
北海道留辺蘂町 (8,989人)	留辺蘂町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業		3名兼任	
兵庫県八鹿町 (11,718人)	とがやま温泉施設整備事業			2名ほぼ専任
山口県山陽町 (22,608人)	山陽町新型ケアハウス整備事業			1名専任
島根県八雲村 (7,214人)	八雲村学校給食センター施設整備事業	1名 兼任	2名兼任	
愛知県豊川宝飯衛生組合 (180,997人)	「豊川宝飯衛生組合斎場会館(仮称)」整備運営事業	5名兼任		
宮城県仙台市 (994,232人)	(仮称)松森工場関連市民利用施設整備事業	2名兼任		4名 (専任2名、兼任2名)
山形県 (1,225,990人)	PFIによる県営住宅鈴川団地整備移転建替等事業		1名専任	2名 (専任1名、兼任1名)
大分県大分市 (440,855人)	(仮称)大分市鶴崎総合市民行政センター整備事業		3名兼任	
千葉県市川市 (451,940人)	市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備PFI事業		4名専任	3名専任 (事務局以外の課にPFI担当を2名配置)
三重県桑名市 (110,653人)	桑名市図書館等複合公共施設特定事業		1名兼任	2名専任
福井県鯖江市 (66,518人)	鯖江駅周辺駐車場整備事業		1名兼任	
大阪府八尾市 (266,998人)	八尾市立病院維持管理・運営事業		1名専任	4名 (専任2名、兼任2名)
神奈川県 (8,600,109人)	寒川浄水場排水処理施設更新等事業		3名 (専任2名、兼任1名)	5名専任
鹿児島県指宿市 (30,017人)	指宿地域交流施設整備等事業		1名兼任	
福岡県福岡市 (1,326,875人)	福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業		2名兼任	

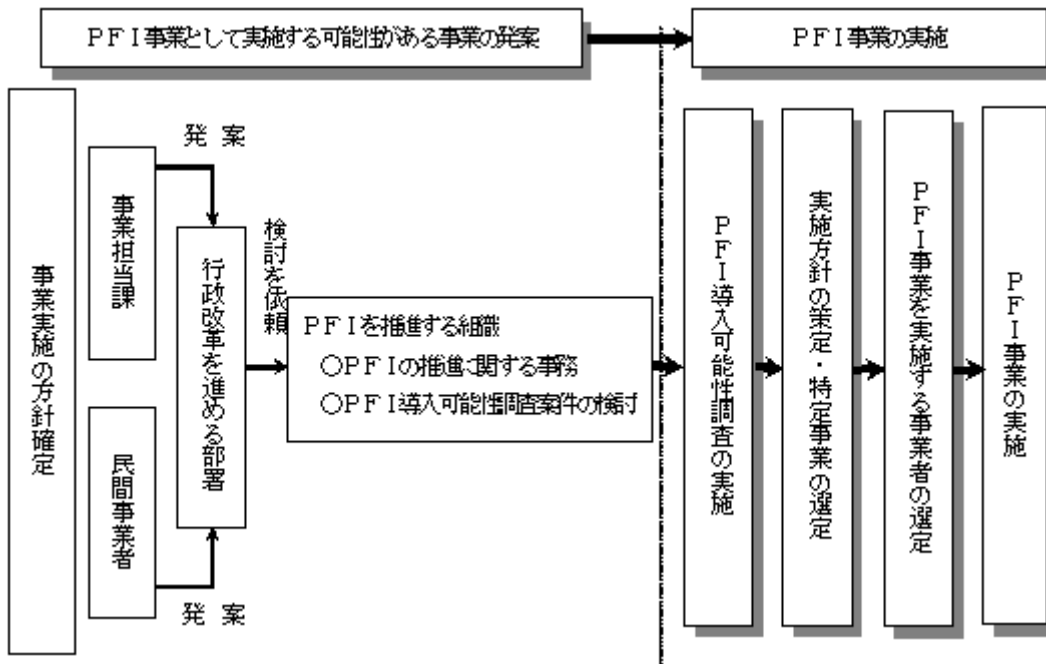
H16年4月、養父郡4町合併。養父市となる。

(2) P F I 事業実施の手順 (内閣府 民間資金等活用事業推進室(PFI 推進室)HP より)



- ・ 事業実施のきっかけは、「首長や幹部の判断で発案されるケース」、「あらかじめ地方公共団体が作成した P F I 導入に関する指針 (ガイドライン) に従って P F I 導入可能性調査の対象となるケース」、「事業担当課が事業化に関する検討を行う過程において、担当者や財政当局が発案するケース」、「民間事業者から発案されて対象となるケース」が考えられます。
- ・ P F I 事業として実施する事業が発案されると、その事業を P F I 事業として導入する可能性を調査・検討することになり、庁内で調査・検討を進める体制を整えることから始めます。続いて、対象となる事業で P F I 手法により実施された先事例に関する情報を収集することになります。

P F I 導入可能性調査実施の経緯（先行事例調査による例）



実施方針～契約締結の期間（先行事例調査による例）

鯖江駅周辺駐車場整備事業	5ヶ月
とがやま温泉施設整備事業	6ヶ月
八雲村学校給食センター施設整備事業	7ヶ月
横浜市下水道局改良土プラント増設・運営事業	10ヶ月
指宿地域交流施設整備等事業	10ヶ月
多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業	11ヶ月
PFIによる県営住宅鈴川団地整備移転建替等事業	12ヶ月
桑名市図書館等複合公共施設特定事業	12ヶ月
「豊川宝飯衛生組合斎場会館(仮称)」整備運営事業	12ヶ月
(仮称)大分市鶴崎総合市民行政センター整備事業	13ヶ月
(仮称)松森工場関連市民利用施設整備事業	16ヶ月
寒川浄水場排水処理施設更新等事業	17ヶ月

P F I 事業のプロセス

特定事業の選定

ステップ1. 事業の提案(民間事業者からの提案を含む)

- #### 公共施設等の管理者等
- P F I 事業として実施することの検討、民間事業者からの提案の積極的な取り上げ
 - 民間提案に係る受付、評価等を行う体制の整備等
 - 民間提案に必要な情報の提供、今後事業として実施できる可能性のある事業については、計画として公表
 - P F I 事業としての適合性が高く、かつ、国民のニーズに照らし、早期に着手すべきものと判断される事業から、実施方針を策定する等の手続に着手

ステップ2. 実施方針の策定及び公表

- 法第 15 条に基づく実施方針の策定の見通しの公表
- 公平性、透明性に配慮した、早い段階での実施方針の策定、公表
- 民間事業者の参入に配慮した内容の具体性と、検討進捗に伴う内容の順次詳細化、補完の許容
- 公共施設等の管理者等の関与、想定されるリスク及びその分担をできる限り具体的に明確化
- 必要な許認可等、民間事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲、適用可能な補助金、融資等の具体的内容をできる限り明確化

ステップ3. 特定事業の評価・選定、公表

- P F I 事業として実施することにより、効率的かつ効果的に実施できることが基準(同一サービス水準の下での公的財政負担の縮減、同一負担水準の下での公共サービス水準の向上等)
- 公的財政負担の総額の現在価値換算による評価(所要の適切な調整を行った上で)
- 定量的評価の原則と、これが困難な場合における客観性を確保した上での定性的評価
- 選定の結果等の公表における透明性の確保

出典：P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン

民間事業者の
募集及び選定等

ステップ4. 民間事業者の募集、
評価・選定、公表

- 公共施設等の管理者等**
- 競争性の担保、手続の透明性の確保
 - 民間事業者の創意工夫の発揮への留意、提案準備期間確保への配慮
 - 企画競争、公募型プロポーザル等の競争性のある随意契約（競争的対話方式）の活用
 - 競争性のある随意契約の必要がない場合、総合評価一般競争入札の活用
 - 価格以外の条件をも考慮した「総合評価」を行う場合における評価基準の客観性の確保
 - 技術提案制度の活用
 - いわゆる性能発注の重視
 - 民間事業者の質問に対する公正な情報提供
 - 民間提案が実施方針の策定に寄与した程度を勘案し、加点評価を行う等、適切に評価
 - 寄与した程度は、提案内容の先進性等を勘案して評価し、原則として、知的財産に該当するものが評価対象となるが、個別の事業に応じ、幅広く評価することも可能
 - 選定の結果等の公表における透明性の確保

ステップ5. 事業契約等の締結等

- 公共施設等の管理者等と選定事業者**
- 事業契約等による規定とその公開
 - ・当事者間の権利義務等についての具体的かつ明確な取決め
 - ・適正な公共サービス提供の担保のための規定
 - －公共サービス水準の監視
 - －実施状況、財務状況についての報告
 - －問題があった場合の報告と第三者である専門家による調査・報告の提出
 - －公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するための必要かつ合理的な措置等
 - －安全性の確保、環境の保全等に必要な範囲での公共の関与
 - ・リスク配分の適正化に配慮したリスク分担の明確化、リスクの軽減・除去への対応の明確化
 - ・事業終了時、事業継続困難の場合、契約解除に関する具体的かつ明確な規定
 - ・選定事業の態様等に応じた適切な取決め
 - ・事業契約等の解釈に疑義が生じた場合等についての具体的かつ明確な規定

PFI 事業の実施

ステップ6. 事業の実施、監視等

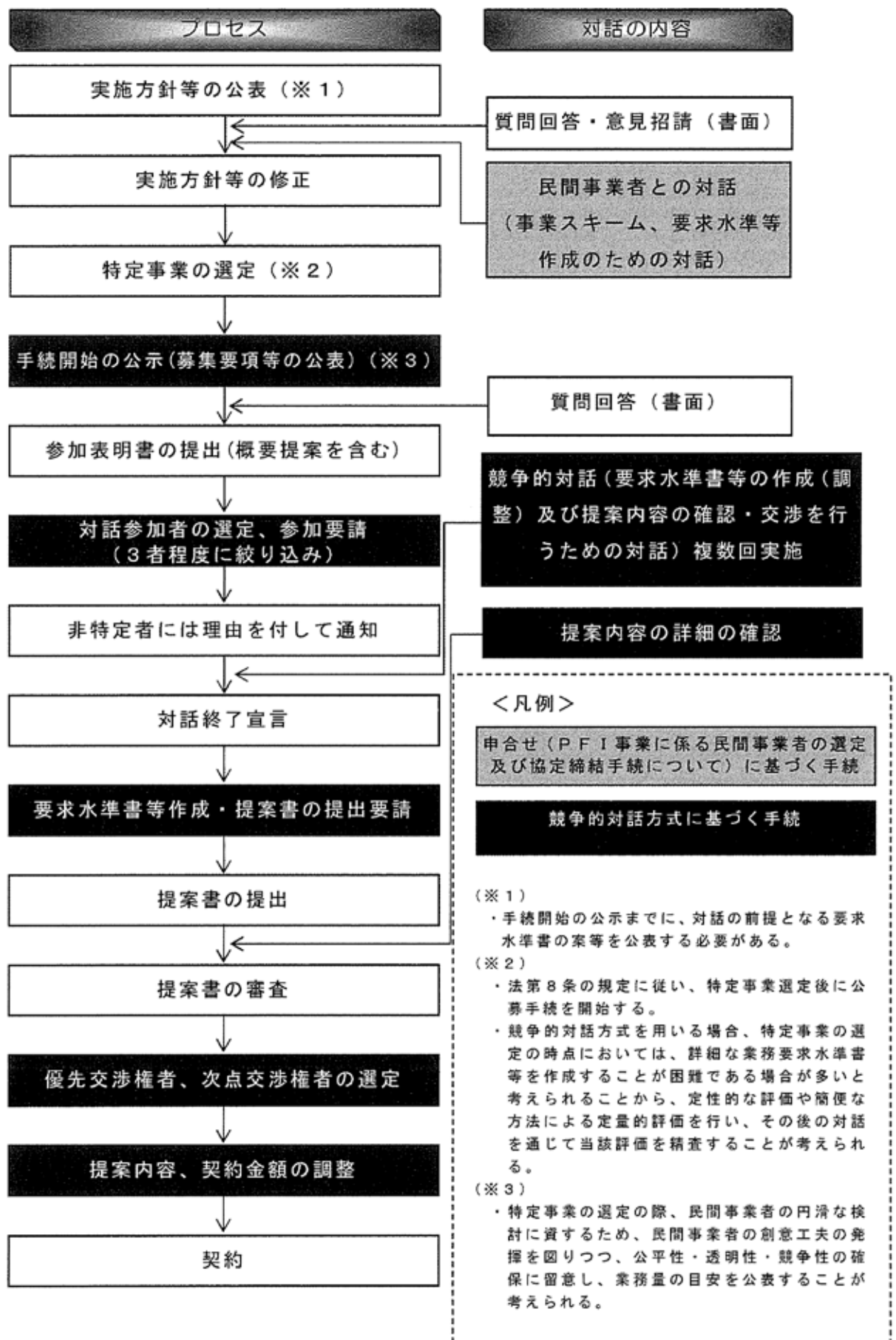
- 公共施設等の管理者等と選定事業者**
- 事業契約等に従った事業の実施
 - 提供される公共サービスの水準の監視等

ステップ7. 事業の終了

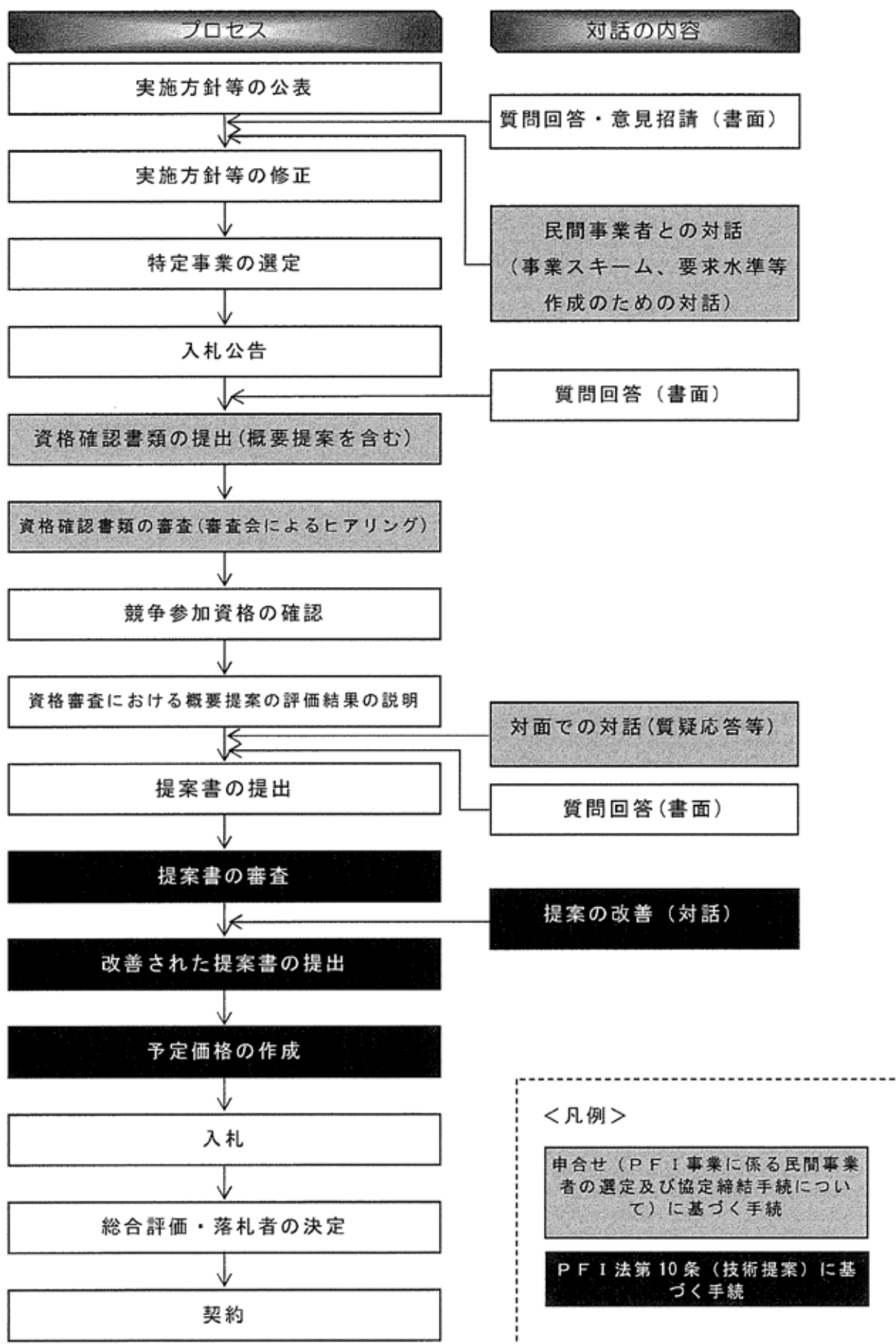
- 土地等の明渡し等、あらかじめ事業契約等で定めた資産の取扱いにのっとりた措置

出典：PFI事業実施プロセスに関するガイドライン

事業者選定フロー（ステップ4 競争的対話方式）



■事業者選定フロー（ステップ4 総合評価一般競争入札（技術提案制度の活用））



(3)東京都による事例の検討

- ・ 公共施設等の新規整備、あるいは建替え、改修等を伴う事業で、東京都でこれまでに事業実績があり、今後も事業化案件の拡大が期待されるものとして、

ア)「定期借地権方式」により所有地を有効活用した事例

イ)「PFI事業」を実施した事例

公共施設等の整備等を伴わないものは参考事例として扱いました。

が考えられるため、その一部を抽出し、整理した結果、次のような傾向を把握しました。

東京都の実例に見える傾向

項目		傾向	
		定期借地権方式	PFI事業
事業者選定手順		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業の選定・公表（PFI事業実施の決定）という手続きなし ・ 総合評価一般競争入札に拘束されない、事業に最適な選定方法を採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等に基づき、特定事業の選定・公表（PFI事業実施の決定）という手続きを経る ・ 法令等に基づき、総合評価一般競争入札に限定
行政負担と民間事業者の参画意欲の関係	行政側の主な役割と負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の買取又は発注、公有地の賃貸に係る役割を担い、買取又は発注費用を負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業者が提供する公共サービスの対価を支払う役割を担い、その費用を負担
	民間事業者に対する主な事業参画インセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公有地における民間収益事業の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たなビジネスモデルの創造 ・ 事業のスケールメリット
民間事業者が事業に参画するタイミング		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業上の責任・役割の分担が確定する基本協定又は事業契約の時点（ただし、協定又は契約前に、民間事業者が責任を負わない範囲で意見する機会はある） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施方針公表から概ね1年後 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施方針公表から概ね1～2年後

民間活力を導入して公共施設等を整備した事業例（東京都）

整備手法	名称	事業概要		行政側の主な支出	民間事業者に対する主な事業参画インセンティブ	事業スケジュール							備考 (借地・運営期間、関連する都市計画等)
		民間事業者の業務	行政の役割			事業実施方針	PFI事業としての選定	民間事業者募集	民間事業者選定	契約 or 協定	竣工運営開始	事業終了	
定期借地方式 定期借地による 所有地の有効活用	南青山一丁目団地建替プロジェクト	都営住宅、区公益施設、社会福祉施設等の設計・建設、維持管理(PFI的手法) 民間収益事業(賃貸マンション等)	都営住宅の買取() 区公益施設の買取() 所有地の賃貸	約17.8億円 約7.9億円 (共に提案額、一括支払)	所有地において民間収益事業の展開が可能 な事 【参考事業規模】 ・賃貸マンション:約390戸 ・オフィス・商業施設:約3,000㎡ ・都市活動支援施設:約500㎡ (国際医療福祉大学大学院)	H13.8.21	なし	H13.11.2 (一般公募型プロポーザル)	H14.5.24	H14.10.10 (基本協定)	H19.4 (都営住宅入居開始)	-	都営住宅の維持管理:5年間 借地期間:70年 H14.7に都市再生緊急整備地域指定 H15.1に民間都市再生事業計画認定
	建替 浦田 四丁目 第3 第2 期	公共施設ゾーン	都営住宅等の設計施工請負	設計施工一括発注	約56.9億円	受注のスケールメリット	H14.10.11	なし	H14.11.8 (技術提案型総合評価入札)	H15.5.20	H15.5.20 (仮契約)	不明	-
	民間施設ゾーン (シタワケ品川等)	民間収益事業(定期借地権分譲住宅等)	所有地の賃貸	なし	所有地において民間収益事業の展開が可能 な事 【参考事業規模】 ・定期借地権分譲住宅:829戸 ・生活利便施設(スーパー・マーケット・ 複合型医療施設・保育所等)	なし	なし	H16.2.24 (一般公募型プロポーザル)	H16.8.31	H16.10	H20.4	-	借地期間:70年
	[参考]公共施設等整備なし 勝どき一丁目地区プロジェクト	民間収益事業(賃貸集合住宅等)	所有地の賃貸	なし	所有地において民間収益事業の展開が可能 な事 【参考事業規模】 ・子育て世帯向け住戸:100戸 ・一般賃貸集合住宅:451戸 ・子育て支援施設(認定こども園等) ・地域活性化施設(NPO法人事務所等)	H17.10.27	なし	H17.12.20 (一般公募型プロポーザル)	H18.7.11	H18.9.21 (基本協定)	H23.1.31 (予定)	-	借地期間:70年
	都市再生ステップアップ・プロジェクト(竹芝地区)	新産業貿易センター及び民間複合施設等の設計、建設及び関連業務 民間複合施設の運営、維持管理業務等 開発地周辺のエリアマネジメント業務	所有地の賃貸 新産業貿易センターの買取	(既存建物の除却・新産業貿易センターの買取)	所有地において民間収益事業の展開が可能 な事	H22.3.17	なし	H24.7.13 (公募型プロポーザル)	H25.5.29	H25.9.17 (基本協定)	H30年度 (予定)	-	借地期間:70年 都市再生特別地区の活用を想定
	練馬駅北口有地活用事業	区施設・共用施設の設計・建設 民間収益施設の設計・建設、維持管理、運営等	所有地の賃貸 区施設の買い取り	約21.1億円 (区施設部分の買取金額)	所有地において民間収益事業の展開が可能 な事	H22.8.4	なし	H22.9.21 (公募型プロポーザル)	H23.3.11	H23.9.29 (基本協定)	H26年度 (予定)	-	借地期間:50年 社会資本整備総合交付金
	篠崎駅西口公益複合施設プロジェクト	20番街区:駅前広場・駅出入口・地下駐輪場の整備、地下駐輪場の運営・維持管理、駅前広場・駅出入口・区民施設用駐車場の維持管理、民間収益施設の整備、維持管理、運営 21番街区:民間収益施設の整備、維持管理、運営	所有地の賃貸 所有地の一部売却 公共施設の買い取り 地下駐輪場等の運営維持管理費等の支払い	(所有地の一部売却により削減)	所有地において民間収益事業(商業施設・賃貸住宅・駐車場・分譲住宅)の展開が可能 な事	H16.10.1	なし	H16.11 (公募型プロポーザル)	H17.3	H18.3 (契約締結)	H20.7.6	-	借地期間:70年(20番街区) まちづくり交付金、その他まち再生出資 (民間都市開発推進機構)
(仮称)芝浦水再生センター再構築に伴う 上部利用事業	便施設の運営管理、共用部の維持管理、園地の日常管理、自家用電気工作物給電区域の維持管理等		864億円(借地権設定対価額) 77億円(雨天時貯留施設工事費)	所有地において民間収益事業の展開が可能 な事			H20.7.23 (総合評価一般競争入札)	H21.3.2	H21.3.10 (契約締結)	H27年 (予定)	-	立体都市計画制度	
PFI事業 定期借地による 所有地の有効活用	神宮前一丁目民活再生プロジェクト (パークコート神宮前(定借分譲住宅)等)	警察施設等の設計・建設・維持管理、一団地認定業務(BTO方式) PFI事業に付帯する民間収益事業(定借分譲マンション等)	サービス(警察施設の設計・建設費、維持管理・運営費)の対価の支払 所有地の賃貸	約57.2億円 (契約額、約15年割賦)	所有地において民間収益事業の展開が可能 な事 【参考事業規模】 ・定借分譲マンション:約385戸 ・オフィス・商業施設:約10,500㎡	H16.11.22	H17.2.22	H17.3.29 (総合評価一般競争入札)	H17.9.15	H17.9.22 (基本協定) H17.12.16 (事業契約)	H21.3.26 (警察施設)	H36.3.31 (15年間)	運営期間:15年 民間収益事業用地の借地期間:50年

整備手法	名称		事業概要		行政側の 主な支出	民間事業者に対する 主な事業参画 インセンティブ	事業スケジュール						備考 (借地・運営期間、 関連する都市計画等)		
			民間事業者の業務	行政の役割			事業実施 方針	PFI事業 としての選定	民間事業者 募集	民間事業者 選定	契約 or 協定	竣工 運営開始		事業終了	
PFI事業	ユース・ プラザ 整備 等 事業	区部ユース・プラザ整備等事業 (東京スポーツ文化館・豊稔BumB(ぶんぶ))	都立夢の島総合体育館の改修及び新棟建設 文化・学習施設、宿泊施設、スポーツ施設の運 営・維持管理 (BOT方式)	サービス(施設の設 計・建設費、維持管理・ 運営費)の対価の支払	約162.9億円	新たなビジネスモデルの創造 (事業期間が長期間(20年)に設定されたことな どから、実際の入札参加者は1グループ)	H13.4.12	H13.5.24	H13.11.8 (総合評価一般 競争入札)	H14.3.13	H14.5.上旬 (仮契約) H14.6.27 (事業契約)	H16.3.31	H36.3 (20年間)	運営期間:20年 新棟は都市公園法の設置許可(第5 条)により設置(行政財産のため借地権の 設定不可)。	
		0 → 1.5ヶ月 → 5.5ヶ月 → 11ヶ月 → 1年2.5ヶ月 → 3年 →	多摩地域ユース・プラザ整備等事 業 (高尾の森わくわ(ビレッジ))	都立八王子高陵高校(15年度末閉校)の改修 文化・学習施設、宿泊施設、スポーツ施設、野 外活動施設等の運営・維持管理 (RO方式)	サービス(施設の設 計・改修費、維持管理・ 運営費)の対価の支払	約64.5億円	新たなビジネスモデルの創造	H14.7.13	H14.10.21	H14.10.31 (総合評価一般 競争入札)	H15.3.24	H15.4.下旬 (仮契約) H15.7.10 (事業契約)	H17.4.1	H27.4 (10年間)	運営期間:10年
	0 → 3ヶ月 → 3.5ヶ月 → 8.5ヶ月 → 1年 → 2年8.5ヶ月 →	多摩総合医療センター病院・小児総合医 療センター整備等事業		病院施設等の建設、病院施設等の維持管理、 病院経営支援、診療技術支援、物品管理、調達 関連、情報管理関連業務 (BTO方式)	サービス(施設整備 費、医療器械及び一般 備品、薬品、診療材 料、光熱水費、委託料 等)の対価の支払	約2,491億円	事業のスケールメリット 新たなビジネスモデルの創造	H16.10.12	H16.12.27	H17.3.30 (総合評価一般 競争入札)	H18.1.31	H18.2.10 (基本協定) H18.8.30 (事業契約)	H22.3 (予定)	H37.3.31 (20年間)	維持管理等期間:20年
	0 → 2.5ヶ月 → 5.5ヶ月 → 1年3.5ヶ月 → 1年10.5ヶ月 → 5年4.5ヶ月 →		がん・感染症医療センター(仮称)整備事 業	病院施設等の建設、病院施設等の維持管理、 病院経営支援、診療技術支援、物品管理、調達 関連、情報管理関連業務(RO方式)	サービス(統括マネ ジメント業務費、施設整 備費、維持管理費・運 営費、調達費)の対価 の支払	約1,861.5億円	事業のスケールメリット 新たなビジネスモデルの創造 (実際の入札参加者は1グループ)	H17.12.19	H18.3.30	H18.5.31 (総合評価一般 競争入札)	H19.3.19	H19.3.23 (基本協定) H19.12.21 (事業契約)	H23.9 (予定)	H38.3.31 (15年間)	事業期間:15年
	0 → 3.5ヶ月 → 5.5ヶ月 → 1年3ヶ月 → 2年 → 5年9ヶ月 →			精神医療センター(仮称)整備運営事業	新館(新病棟)、社会復帰病棟の整備、維持管 理、運営 新設職務住宅、付帯施設の整備、維持管理 既存職務住宅の維持管理 医療観察法病棟、その他施設の維持管理、運 営 調達業務 (BTO方式(但し、社会復帰病棟はRO、医療観 察法病棟はオペレーションのみ))	サービス(統括マネ ジメント業務費、施設整 備費、維持管理費・運 営費、調達費)の対価 の支払	約735.3億円	事業のスケールメリット 新たなビジネスモデルの創造	H18.12.19	H19.4.9	H19.8.23 (総合評価一般 競争入札)	H20.3.18	H20.3.25 (基本協定) H20.12.22 (事業契約)	病棟H21年度 新館他H24.2 社会復帰病棟 H24年度 (予定)	H39.3.31 (15年間)
0 → 2.5ヶ月 → 5.5ヶ月 → 1年3.5ヶ月 → 1年10.5ヶ月 → 5年4.5ヶ月 →															

RO(Rehabilitate-Operate)方式:選定事業者が施設を改修し、運営及び維持管理を行う方式

参考:PPP/PFI事業・推進方策事例集(平成26年7月・国土交通省総合政策局)各事業資料より作成

(4) 課題

メリット・デメリット(内閣府民間資金等活用事業推進室 HP の「PFI 事業導入の手引き」参照)

(メリット)

- 多くの民間の創意工夫やノウハウの取り込みが可能です。
- 長期一括発注の採用によるコスト削減が可能です。
- 高い自由度をもつ要求水準書を作成した結果、優れた提案があり、最終的に、直営で実施する場合の財政負担額に比べて、当初の想定を大きく上回る V F M が達成される結果となりました。
- 運營業務の効率化に繋がる民間ノウハウの活用で事務負担の軽減と人員削減につながっています。
- 「性能発注」であることから事業者の提案内容を施設整備内容に具体化する段階で官民協議を行い、ユニバーサルデザインやバリアフリーの観点から、非常に使い勝手の良い施設に仕上げることができました。
- 性能発注により民間のノウハウが十分に盛り込まれた提案となりました。
- P F I では建設費を延べ払いする効果があり、単年度の財政支出を抑えることが可能となりました。

(デメリット)

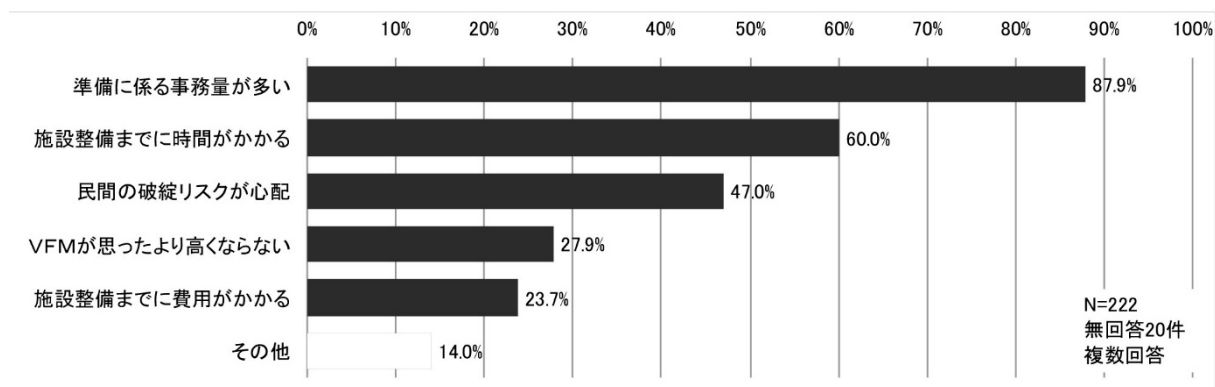
- 事業の検討段階から工事の着手までに長い時間を要します。十分な時間が取れない事業や緊急性を要する事業であれば P F I 導入は困難です。
- 途中で仕様を変更したりすることは困難です(性能発注のため)。
- P F I 事業は従来型の事業よりも事業実施における手続き等が煩雑なため、従来型の公共事業ではなかった事務作業が生じます。特に、事業計画・事業者選定段階での作業量は膨大なものになります。
- 性能発注では事業者に対して文章表現で市の思いを伝えるため、きちんと表現できていなければ市と事業者が重視するポイントがずれ、100%反映されない可能性があります。そのため確認、協議を数多く行いながら進める必要があります。
- P F I 法に定められた公平性、透明性を確保した事業者選定の手続きが負担となります。

課題の整理

準備に係る事務量が多い

- ・ 前述した実際に P F I 事業を実施した担当からの意見にも、手続きの煩雑さや、事務の負担が大きいことが多くあげられています。
- ・ また、平成 23 年 3 月に総務省地域力創造グループ地域振興室では、地方公共団体等の実施する P F I 事業(実施した事業又は導入可能性調査を実施した若しくはすることを決定した事業)を対象として、実施形態や実施規模等についてアンケート調査(回答団体数：1,109)を実施しており、そのなかで、P F I 事業の問題点については「準備に係る事務量が多い」とした団体が約 9 割となっており、負担になっていることがみてとれます。
- ・ したがって、専任の事務局を設置して、長期にわたる検討期間を通して、できるだけ人事異動を避けて同一の担当者が従事する等、工夫が必要と考えられます。

グラフ：P F I の問題点について



出典：平成 23 年 12 月 地方公共団体における PFI 実施状況調査(総務省地域力創造グループ地域振興室)

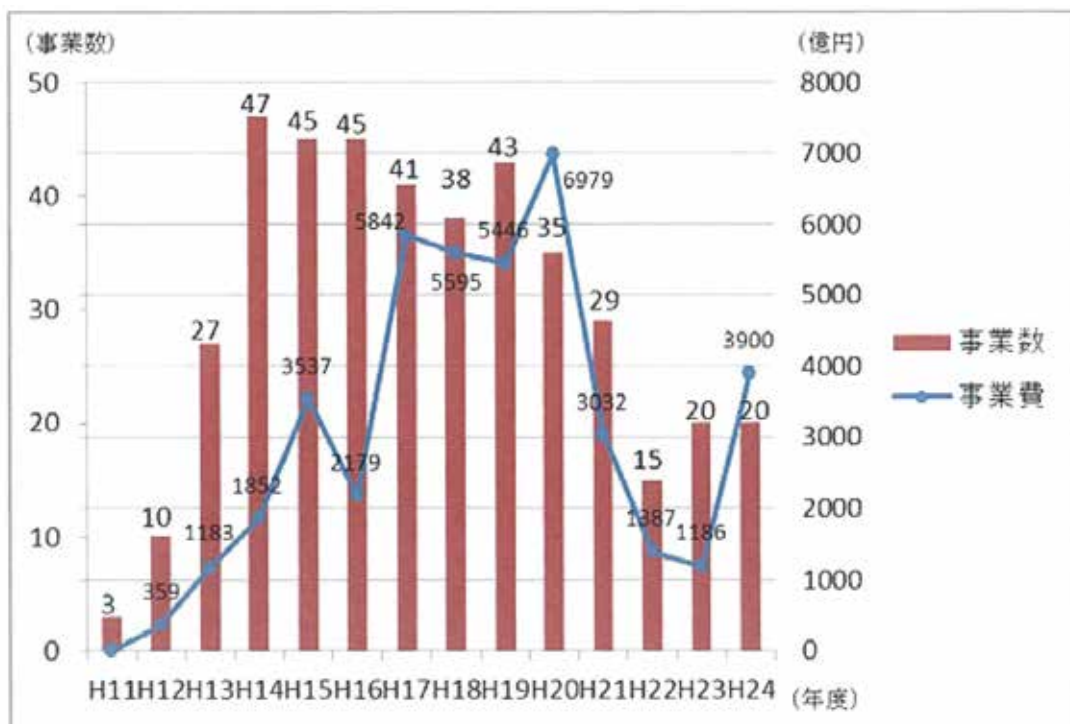
施設整備までに長期の時間を要する

- ・ P F I 事業の問題点について、「施設整備までに時間がかかる」とした団体が 6 割となっています。
- ・ P F I 事業を実施した担当からも「十分な時間が取れない事業や緊急性を要する事業であれば P F I 導入は困難ではないか」という意見もありました。

P F I手法の導入に対する消極性

- ・ P F I事業の実施状況をみると、近年は減少傾向にあります。
- ・ 事業費については、平成 20 年をピークにその後減少傾向にありましたが、平成 24 年度は前年に比べ約 3 倍増となっています。管理者別の実施状況を市区町村に限ってみると 8%の導入割合と未だに低い数値となっており、P F I事業が市区町村に十分普及していません。内閣府によると、その原因としては、例えば、P F I事業に係るノウハウに欠けるとともに、その実施体制が不十分であることから、P F I事業の導入に消極的であることなどが考えられるとされています。

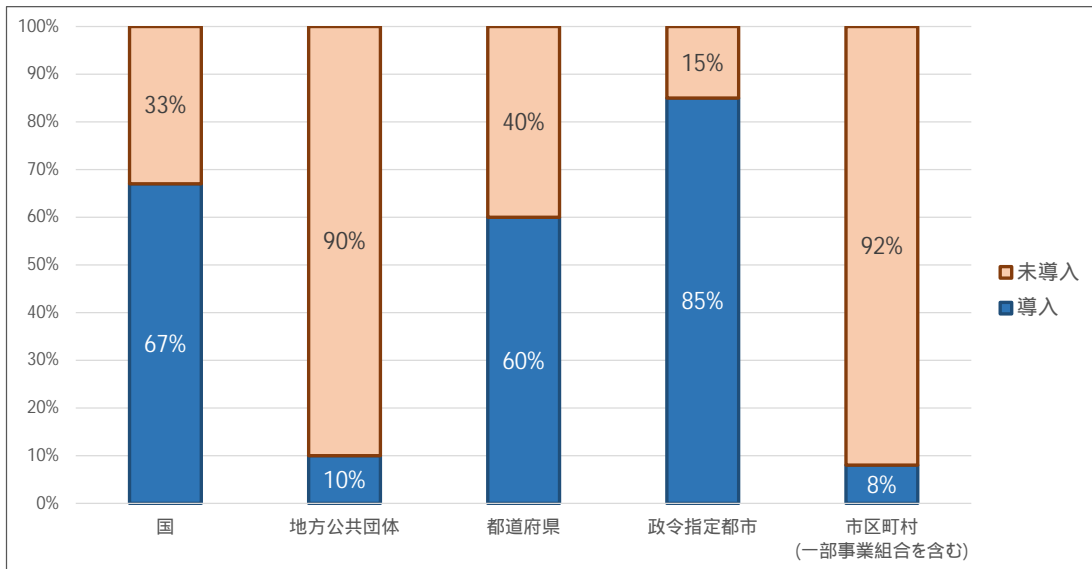
グラフ：事業数及び事業費の増加数



(注) 事業費については契約年度ごとに分類している

出典：平成 26 年 6 月 PFI 実施の実施状況について(内閣府)

グラフ：管理者等別導入割合



- (注) 1. 国(総数：15)、地方公共団体(総数：1772)、都道府県(総数：47)、政令指定都市(総数：20)、市区町村(総数：1705)
 出所：総務省標準地域コード 2013年度末時点
 2. 「国」には、1府11省のほか、衆議院、参議院及び最高裁判所を含む
 3. 「地方公共団体」は、都道府県、政令指定都市、市区町村(一部事務組合を含む)を指す
 4. 管理者等が複数にわたる共管事業は、それぞれの区分に計上している

出典：平成26年6月 PFI 実施の実施状況について(内閣府)